

資料12

平成23年11月18日
総務部経理用地課

平成23年度前期 指名停止措置等について

平成23年度前期(平成23年4月～9月)については、下記のとおり、指名停止措置等を行った。

1 指名停止理由別一覧

理 由	件数	業者数
1 贈賄		
2 契約に関する違法行為	4	5
3 契約履行成績不良等		
4 契約履行上の事故		
5 契約違反		
6 営業不振	1	1
7 虚偽記載および虚偽申請		
8 不誠実な行為		
9 その他不正な行為		
計	5	6

2 指名停止一覧(平成23年4月1日～9月30日)

No.	商号または名称	指名停止期間	指名停止理由	区分	種別
1	日本エア・リキード株式会社	平成23年6月8日から 平成23年12月7日まで (6か月)	特定エアセパレートガスの販売分野における競争を実質的に制限したことにより私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条に違反し、契約の相手方として不適切と認められるため。	区外	物品、委託
	エア・ウォーター株式会社	平成23年6月8日から 平成23年12月7日まで (6か月)	特定エアセパレートガスの販売分野における競争を実質的に制限したことにより私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条に違反し、契約の相手方として不適切と認められるため。	区外	物品、委託
2	株式会社飯塚工業	平成23年8月17日から 平成24年2月16日まで (6か月)	山梨県発注の工事について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条に違反し、契約の相手方として不適切と認められるため。	区外	工事
3	岩田地崎建設株式会社	平成23年8月17日から 平成24年2月16日まで (6か月)	札幌市発注の工事について、不正に入札情報入手し当該工事を落札したとして、同社元部長が競争入札妨害の容疑で逮捕されたため。	区外	工事
4	総成建業株式会社	平成23年8月23日から 営業が再建された と認められるとき まで	民事再生法に基づく再生手続開始の申立てを行ない、裁判所より開始決定を受けたため	区内	工事
5	有限会社山本防災設備	平成23年9月21日から 平成24年1月20日まで (4か月)	建設業法違反により、東京都知事から営業停止処分を受けたため。	区外	工事、物品、委託